

○厚生労働省告示第二十六号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十七年厚生労働省告示第九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定める厚生労働大臣の権限又は事務の委任に関する件）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年二月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員<sup>の官職</sup>の官職            厚生労働大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで(法第十条及び法第四章第四節を除く。)に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表下欄に掲げる職員に委任すること。</p>			
機 関	(略)	機 関	(略)
地方厚生局(地方厚生支局を含む。)	(略)	地方厚生局(地方厚生支局長を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
職 員	(略)	職 員	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)